

消 防 危 第 111 号
令 和 元 年 8 月 7 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁危険物保安室長
(公 印 省 略)

危険物規制事務に関する執務資料の送付について

危険物規制事務に関する執務資料を別紙のとおり送付しますので、執務上の参考としてください。
また、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。
本通知は消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

(問い合わせ先)
消防庁危険物保安室
担当：竹本、羽田野
TEL 03-5253-7524 FAX 03-5253-7534

(給油取扱所における指定数量以上のガソリンの容器への詰め替えについて)

問 給油取扱所におけるガソリンの容器への詰め替え販売については、「給油取扱所におけるガソリンの容器への詰め替え販売に係る取扱いについて」(令和元年7月25日付け消防危第95号)に基づき、購入者の身元や使用目的の確認等について取組みを進めているところ、管内の給油取扱所事業者から次のような相談を受けている。

給油取扱所において、ガソリンの容器への詰め替え販売を行う場合など、自動車への給油や灯油又は軽油の容器への詰め替え以外の危険物の貯蔵又は取扱いについて、「給油取扱所の技術上の基準等に係る運用上の指針について」(昭和62年4月28日付け消防危第38号。以下「38号通知」という。)において、ガソリンの容器への詰め替え販売の数量は指定数量(200リットル)未満とする旨の解釈が示されている。

管内の地域は、農業や林業が主たる産業となっており、特に夏季においては、田畑の草刈り等、農業機械等の燃料であるガソリンの需要が高まるが、地域にある給油取扱所は数カ所しかなく、一の給油取扱所において指定数量未満の量のガソリンを詰め替え販売することだけでは、地域のガソリンの需要をまかなうことができないため、指定数量以上の量を詰め替え販売する方策を検討してほしいというものである。

本件について、38号通知第2の1のなお書きの運用として、固定給油設備の給油ホースに接続される給油ノズルに設けられた満量停止装置等が確実に機能するとともに、当該詰め替え作業を危険物取扱者である従業員が原則として行うことによる安全対策を講じ、予防規程に基づく文書に明記することにより、指定数量以上のガソリンの容器への詰め替えを行うことができると解釈してよいか。

答 差し支えない。